

「しあわせ信州」ロゴデザイン使用規程

令和 7 年 3 月 2 6 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、信州ブランド戦略の一環として展開する「しあわせ信州」のキャッチフレーズ、ロゴマーク、タグライン、コアバリューで構成する「しあわせ信州」ロゴデザイン（以下「ロゴデザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、ロゴデザインとは、別紙「ロゴデザイン一覧」に記載のデザインをいう。

(ロゴデザインに関する権限)

第 3 条 ロゴデザインは長野県の登録商標であり、ロゴデザインに関する一切の権限は、長野県に属する。

(使用の承諾)

第 4 条 ロゴデザインを使用しようとする者は、あらかじめ長野県知事（以下「知事」という。）の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 長野県及び長野県が構成員となっている団体（以下「県参画団体」という。）が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他使用承諾の手続きを必要としないと知事が認めた場合

(使用の申込み)

第 5 条 ロゴデザインを使用しようとする者（前条各号に該当する場合を除く。）は、「しあわせ信州」ロゴデザイン使用申込書（様式 1）を提出し、その承諾を得るものとする。

2 「しあわせ信州」ロゴデザイン使用申込書（様式 1）を知事に提出するときは、次の各号に定める書類を添えるものとする。ただし、国、地方公共団体及びその他公共団体及び学校教育法第 1 条に規定する学校が申込みを行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申込者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴデザインの使用内容がわかる企画書等
- (3) その他知事が必要と認める書類

(使用承諾の基準等)

第 6 条 知事は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、長野県のイメージアップ及びブランド力の向上に資すると認めるときに使用を承諾するものとする。

2 ロゴデザインの使用が次の各号のいずれかに該当すると知事が認める場合は、これを承諾しないものとする。

- (1) 長野県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 消費者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 公序良俗に反するものと認められる場合

(5) その他承諾することを知事が不適当と認めた場合

3 知事は、ロゴデザインの使用を承諾するときは、「しあわせ信州」ロゴデザイン使用（使用変更）承諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用承諾の条件）

第7条 知事は、前条の使用承諾に際し必要があると認める場合には、ロゴデザインの使用方法その他について、条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴデザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用項目のみに使用すること。
- (2) 別紙「しあわせ信州V I マニュアル」に従って正しく使用すること。
- (3) ロゴデザイン自体（デジタルデータ）を商品化しないこと。
- (4) ロゴデザインの表示は、県産品であることや当該商品の品質又はサービスの内容を県が保証するものではないため、当該使用にかかる物件に「長野県推奨・認定」等の文言は使用しないこと。
- (5) 当該使用に係る物件の完成品又は写真を速やかに知事に提出すること。

（承諾内容の変更等）

第9条 ロゴデザインを使用する者が、使用承諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「しあわせ信州」ロゴデザイン使用変更申込書（様式3）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申込書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承諾するものとする。
- 3 知事は、ロゴデザインの使用承諾の内容の変更を承諾するときは、「しあわせ信州」ロゴデザイン使用（使用変更）承諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第10条 ロゴデザインの使用は、仕様（使用変更）承諾日から原則として最大2年間有効とする。期間を超えて使用する場合には、改めて使用承諾を得なければならない。ただし、制作物の在庫がある場合、使用者は当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、使用許諾期間満了後においても、在庫整理の期間として、引き続きロゴデザインを使用することができるものとする。

（承諾の取消し等）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、ロゴデザインを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) ロゴデザインを使用する者が、この規程に違反した場合
 - (2) ロゴデザインを使用する者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) その他ロゴデザインの使用の継続が不適当であると認められた場合
- 2 知事は、ロゴデザインを使用する者に、ロゴデザインの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性)

第 12 条 ロゴデザインを使用する者は、知事が承諾した用途に限定してロゴデザインを使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第 13 条 長野県は、本規程によりロゴデザインの使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 14 条 長野県は、ロゴデザインの使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 15 条 本規程に定めるもののほか、ロゴデザインの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

2 本規定の内容は、必要に応じ、ロゴデザイン使用者の一般の利益に適合する範囲、又は本規定の目的に反せず合理的な範囲で、予告なく変更できるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

「しあわせ信州」ロゴデザイン使用申込書

年 月 日

長野県知事 様

所在地
名 称
代表者名

「しあわせ信州」ロゴデザインを下記のとおり使用したいので、承諾してください。

記

1. 使用したいロゴデザインのナンバー

※画像データ番号は、県ホームページ掲載の「「しあわせ信州」ロゴデザイン一覧」を参照してください。

2. 使用目的

3. 使用方法

4. 使用期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

※開始日は、「承諾日」でも申請できます。

※使用期間は、最大2年となります。2年以上使用する場合は、再度申請を行ってください。

5. 添付書類

(会社概要等、申込者の事業内容がわかる書類及び「しあわせ信州」ロゴデザインの使用内容がわかる企画書・実際の使用状況がイメージできる図案等を添付してください。)

6. 担当者名及び連絡先

「しあわせ信州」ロゴデザイン使用承諾書

営業第 - 号
年 月 日

様

長野県知事 阿部 守一

年 月 日付けで申込みのありました「しあわせ信州」ロゴデザインの使用を、次の条件を付して承諾します。

1 使用するロゴデザインのナンバー

2 使用期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

※使用期間を延長する場合は、再度申請を行ってください。

3 使用目的

信州ブランドの PR のため

4 使用方法

提出図案に基づき使用してください。

提出図案と異なるイメージで展開される場合は、事前にご相談願います。

5 使用上の注意

「しあわせ信州 VI マニュアル」を順守してください。

特に次の事項についてご注意願います。

(1) 「しあわせ信州」ロゴデザイン自体（デジタルデータ）を商品化することはできません。

(2) 「しあわせ信州」ロゴデザインの表示は県産品であることや当該商品の品質又はサービスを県が保証するものではないので、「長野県推奨・認定」等の文言は使用しないようお願いします。

6 完成品について

「申請書等の提出先」へ概ね 1 か月以内に、現物の場合は郵送・持参ください。現物の提出が困難なものについては写真データをメール添付にて提出してください。

(問合せ先) 長野県 営業本部営業局 メディア・ブランド発信担当 (担当) ○○○○ TEL 026-235-7248 (直通) 026-232-0111 (代表) E-mail brand@pref.nagano.lg.jp
--

(様式3)

「しあわせ信州」ロゴデザイン使用変更申込書

年 月 日

長野県知事 様

所在地
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 - 号で使用承諾がありました「しあわせ信州」ロゴデザインの使用内容を下記のとおり変更したいので、承諾してください。

記

7. 変更内容

8. 変更理由